

議案第 101 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、多可町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分条例（平成 17 年多可町条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 26 日提出

多可町長 吉 田 一 四

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の種類 | 動産（物品） |
| 2 | 財産の名称 | 多可町立統合中学校用備品（家具什器類） |
| 3 | 品名及び数量 | 家具什器類 2, 6 1 4 点 |
| 4 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 5 | 取得の金額 | 8 1, 2 7 0, 7 5 0 円
（うち消費税 7, 3 8 8, 2 5 0 円） |
| 6 | 契約の相手方 | 兵庫県小野市本町 21 番地
オー ज्या商事株式会社
代表取締役 柳田 吉亮 |